

特定緊急輸送道路沿道建築物の 耐震化に関する助成について

東京都では平成 23 年 6 月に、震災時の救命救助、その後の物資支援や復興活動の大動脈となる道路のうち特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定しました。この沿道建築物の耐震化が急がれています。対象建築物（特定沿道建築物）になると耐震診断の実施義務、耐震改修等の努力義務が課せられます。

北区では平成 23 年 11 月より建物所有者の負担を軽減するため、特定沿道建築物の助成制度を開始いたしました。

なお、助成制度をご利用いただくにはその他の要件もあり、事業の契約前に事前相談、区への申請・承諾が必要になりますのでご注意ください。

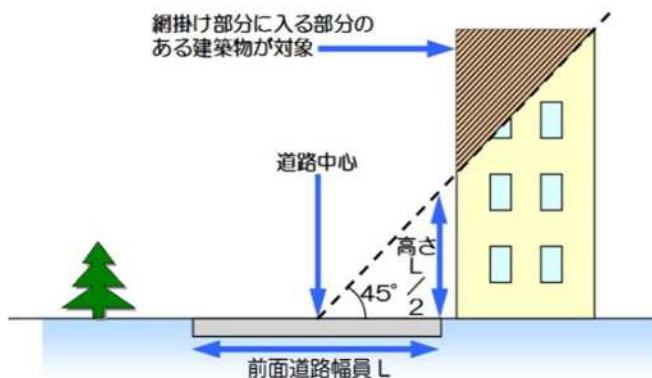
次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物です。

- (1) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの（旧耐震基準）
- (3) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物（下図参照）

助成内容

	補助率と助成限度額	適用期間
補強設計	最大で補助対象費用の 6 分の 5	令和 7 年度までに事業に着手するもの
耐震改修工事 耐震建替え工事	最大で補助対象費用の 6 分の 5	
除却工事	原則、補助対象費用の 3 分の 1	

※事業が複数年度にわたる場合は、全体設計の承認が必要となります。また、年度ごとの完了報告及び助成金の交付申請となるため、年度ごとの支払いが必要になります。



図：上記（3）の建築物

問合せ先

【助成金に関すること】

北区まちづくり部建築課
構造・耐震化促進係
区役所第一庁舎 7 階 4 番窓口
電話：03-3908-1240

【耐震化の相談・情報提供に関すること】

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター
緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口
電話：03-5989-1457

特定沿道建築物の助成率と助成限度額

事業の区分	助成対象事業費	助成対象費用 (助成対象事業費かつ下記限度額以内の額)	助成率と助成限度額																									
設計事業	改修に係る設計に要する費用	限度額は、次のイからハまでの合計額	助成対象費用	助成率と助成限度額																								
		イ 面積1,000㎡以内の部分は5,000円／㎡以内	600万円以内	助成対象費用の5/6の額																								
		ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円／㎡以内	600万円を超え1,200万円以内	助成対象費用の1/2に200万円を加えた額																								
		ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円／㎡以内	1,200万円超	助成対象費用の1/3に400万円を加えた額																								
改修事業・建替え事業・除却事業	【改修事業】 改修に要する費用 【建替え事業・除却事業】 建替えに要する費用または除却に要する費用 かつ従前の延べ面積に面積単価を乗じた額	限度額は、延べ面積に下記の面積単価を乗じた額、または、助成対象費用限度額のいずれか小さい額	【改修事業・建替え事業】																									
		<table><tr><td rowspan="2">用途区分番号</td><td colspan="2">免震工法等</td><td colspan="2">その他の工法</td></tr><tr><td>面積単価</td><td>助成対象費用限度額</td><td>面積単価</td><td>助成対象費用限度額</td></tr><tr><td>①</td><td>93,300円</td><td>9億3300万円</td><td>57,000円</td><td>5億7000万円</td></tr><tr><td>②</td><td>86,400円</td><td>8億6400万円</td><td>51,700円</td><td>5億1700万円</td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td><td>39,900円</td><td>3億9900万円</td></tr></table>	用途区分番号	免震工法等		その他の工法		面積単価	助成対象費用限度額	面積単価	助成対象費用限度額	①	93,300円	9億3300万円	57,000円	5億7000万円	②	86,400円	8億6400万円	51,700円	5億1700万円	③			39,900円	3億9900万円	3,000万円以内	助成対象費用の5/6の額
		用途区分番号		免震工法等		その他の工法																						
			面積単価	助成対象費用限度額	面積単価	助成対象費用限度額																						
		①	93,300円	9億3300万円	57,000円	5億7000万円																						
		②	86,400円	8億6400万円	51,700円	5億1700万円																						
		③			39,900円	3億9900万円																						
					3,000万円を超え6,000万円以内	助成対象費用の1/2に1,000万円を加えた額																						
					6,000万円超	助成対象費用の1/3に2,000万円を加えた額																						
		用途区分		延べ面積が5,000㎡を超える部分については下記による																								
		番号	用途		5,000㎡を超える部分の助成対象費用	助成率と助成限度額																						
		①	建築物		1,500万円以内	助成対象費用の1/2の額																						
②	マンション		1,500万円超	助成対象費用の1/6に500万円を加えた額																								
③	住宅（マンションを除く）		【除却事業】 助成対象費用の1/3 ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/6																									
マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 住宅：一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）																												
特例加算		特例加算の対象 耐震診断結果のIs値が0.3未満であり、実際の工事費の面積単価が上記の面積単価を超える場合 ただし、免震工法等、または10,000㎡を超えるものは対象外	加算の基礎となる額の17/30に2,000円を加算した額（5,000㎡を超える部分については23/60） ただし、次のイ、ロを限度とする																									
		加算の基礎となる額 実際の工事費の面積単価（下記の面積単価を限度）から、上記の面積単価を引いた額に、延べ面積（建替え、除却の場合は従前の延べ面積）を乗じた額 ただし、特例加算を使わない助成対象費用との合計は、下記の限度額以内	イ 受け取る助成金総額の1/3（加算のない場合の金額の1/2） ロ 加算の基礎となる額に対する加算の額の割合は、加算のない場合の助成対象費用に対する助成金の額（緊促を含む）の割合を超えない範囲																									
			$\frac{\text{加算額}}{\text{加算の基礎となる額}} \leq \frac{\text{加算のない場合の助成額} + \text{緊促}}{\text{加算のない場合の助成対象費用}}$																									
		<table><tr><td>用途区分番号</td><td>面積単価</td><td>助成対象費用合計限度額</td></tr><tr><td>①</td><td>85,500円</td><td>8億5500万円</td></tr><tr><td>②</td><td>77,550円</td><td>7億7550万円</td></tr><tr><td>③</td><td>59,850円</td><td>5億9850万円</td></tr></table>	用途区分番号	面積単価	助成対象費用合計限度額	①	85,500円	8億5500万円	②	77,550円	7億7550万円	③	59,850円	5億9850万円														
		用途区分番号	面積単価	助成対象費用合計限度額																								
①	85,500円	8億5500万円																										
②	77,550円	7億7550万円																										
③	59,850円	5億9850万円																										
	※助成金の額は、いずれも千円未満切り捨て																											